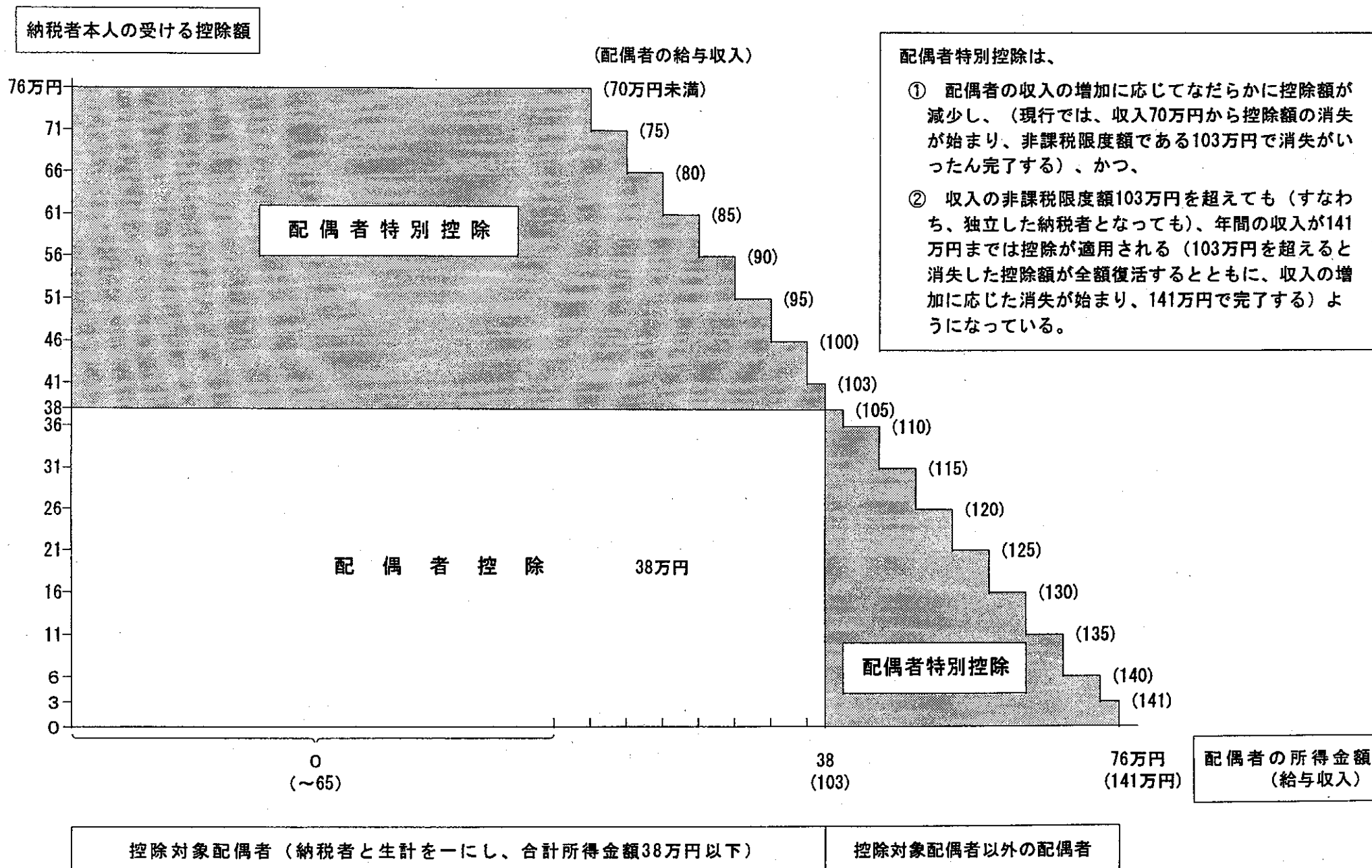


配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み

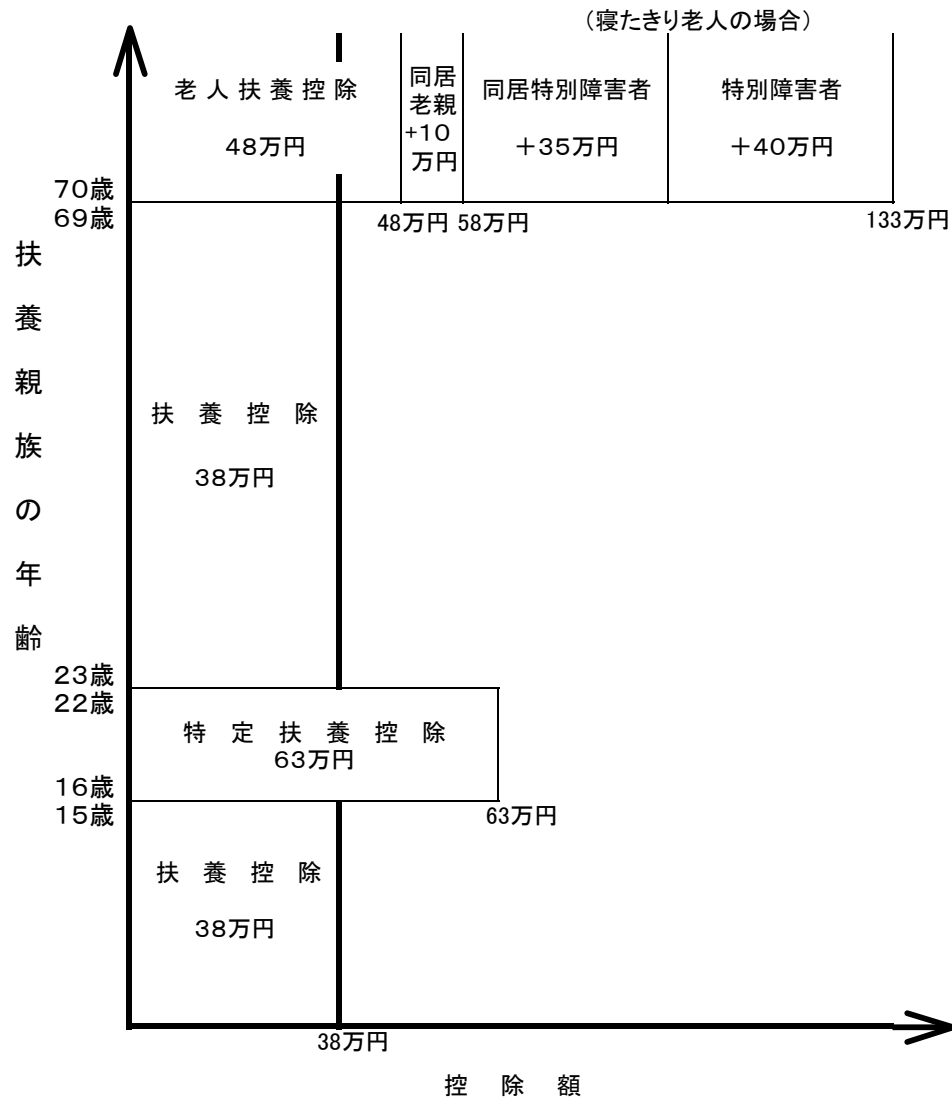


各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額

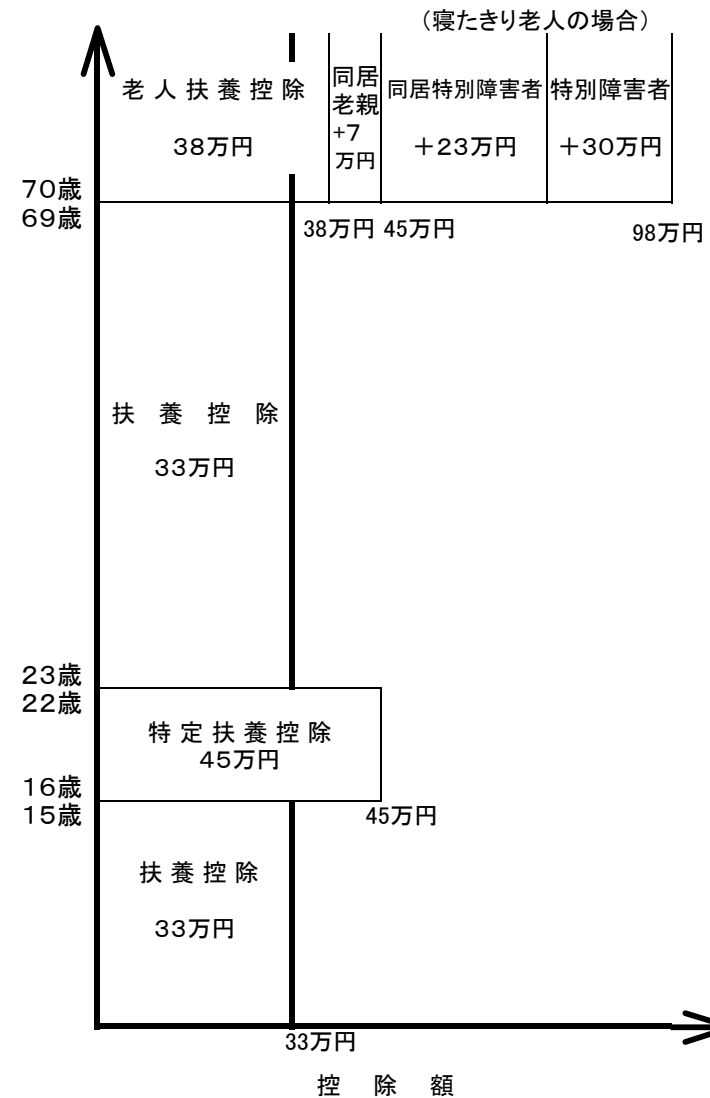
区 分	所得税法（地方税法） 上の控除対象配偶者	健康保険法上の 被 扶 養 者	国民年金法上の 第 3 号 被 保 険 者	国家公務員の給与法上 の 扶 養 親 族
収入等 限度額	（所得）38万円以下 （給与収入103万円）	130万円未満	130万円未満	130万円未満
限度額 超過の 場 合	○ 配偶者控除（所得税38万円、個人住民税33万円）の適用はなくなるものの、給与収入141万円までは配偶者特別控除により配慮	○ 国民健康保険法上の被保険者になる場合 保険料＝ 所得割＋資産割 ＋（均等割＋平等割） × 軽減割合 ○ 健康保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 85$ を労使折半	○ 国民年金法の第1号被保険者になる場合 月額保険料＝ 13,300円 ○ 厚生年金保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 173.5$ を労使折半	○ 扶養手当（月額16,000円）の支給がなくなる。

扶養控除の概要

【所得税】



【個人住民税】



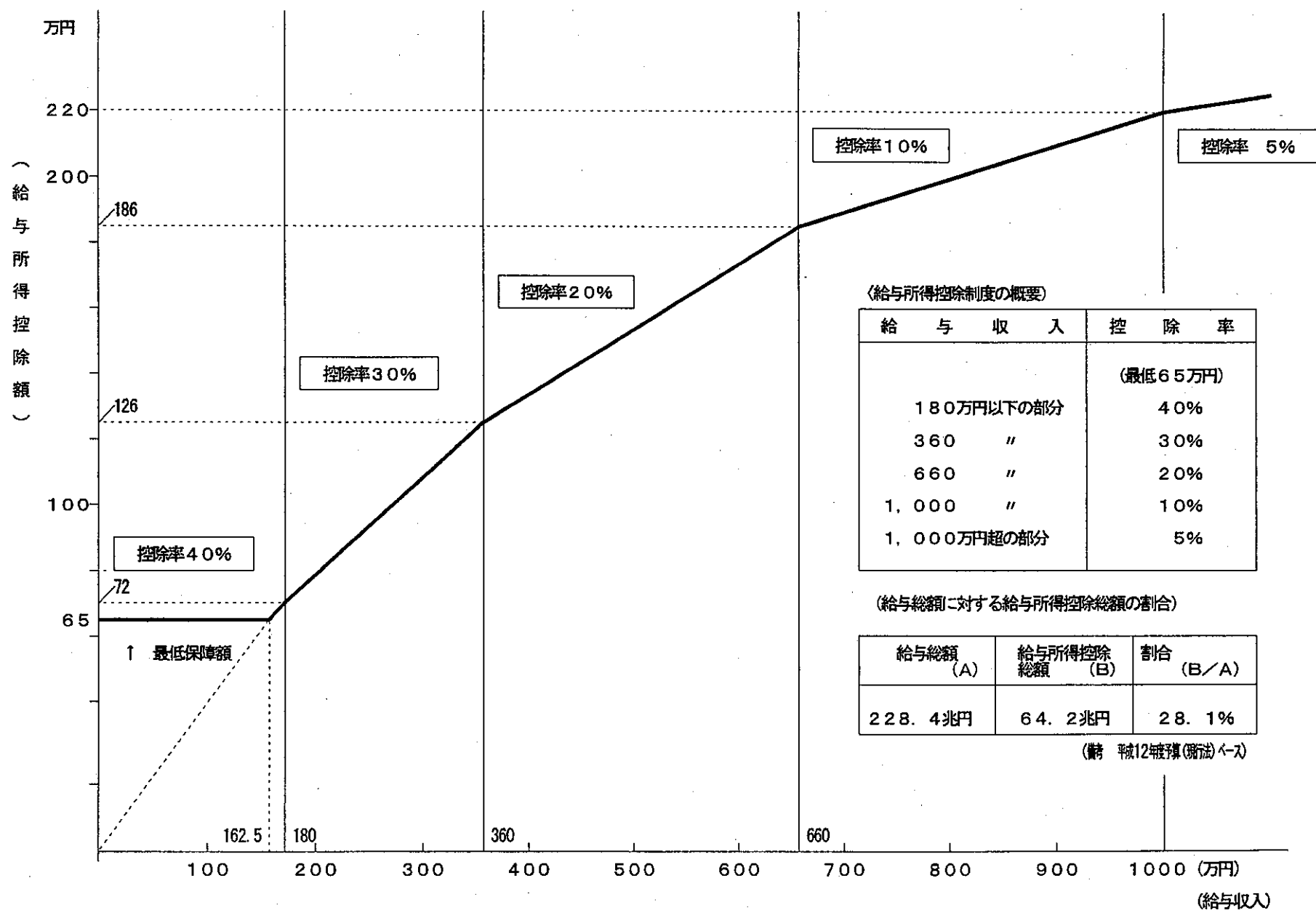
給与収入 5 0 0 万円の場合の世帯類型別の課税所得

	給与所得控除	社会保険料 控除	基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養控除	課税所得		
夫婦子 3 人 (子が中学生と小学生と幼稚園児)	154万円	50万円	38万円	38万円	38万円	38万円	38万円	38万円	68万円
夫婦子 2 人 (子が小学生と幼稚園児)	154万円	50万円	38万円	38万円	38万円	38万円	38万円	106万円	
夫婦子 1 人 (子が小学生)	154万円	50万円	38万円	38万円	38万円	38万円	144万円		
夫婦のみ	154万円	50万円	38万円	38万円	38万円	182万円			
夫婦子 2 人 (子が大学生と高校生)	154万円	50万円	38万円	38万円	38万円	63万円	63万円	56万円	
夫婦扶養 1 人 (高齢の親と同居)	154万円	50万円	38万円	38万円	38万円	58万円	124万円		

その他の所得控除制度の概要（所得税）

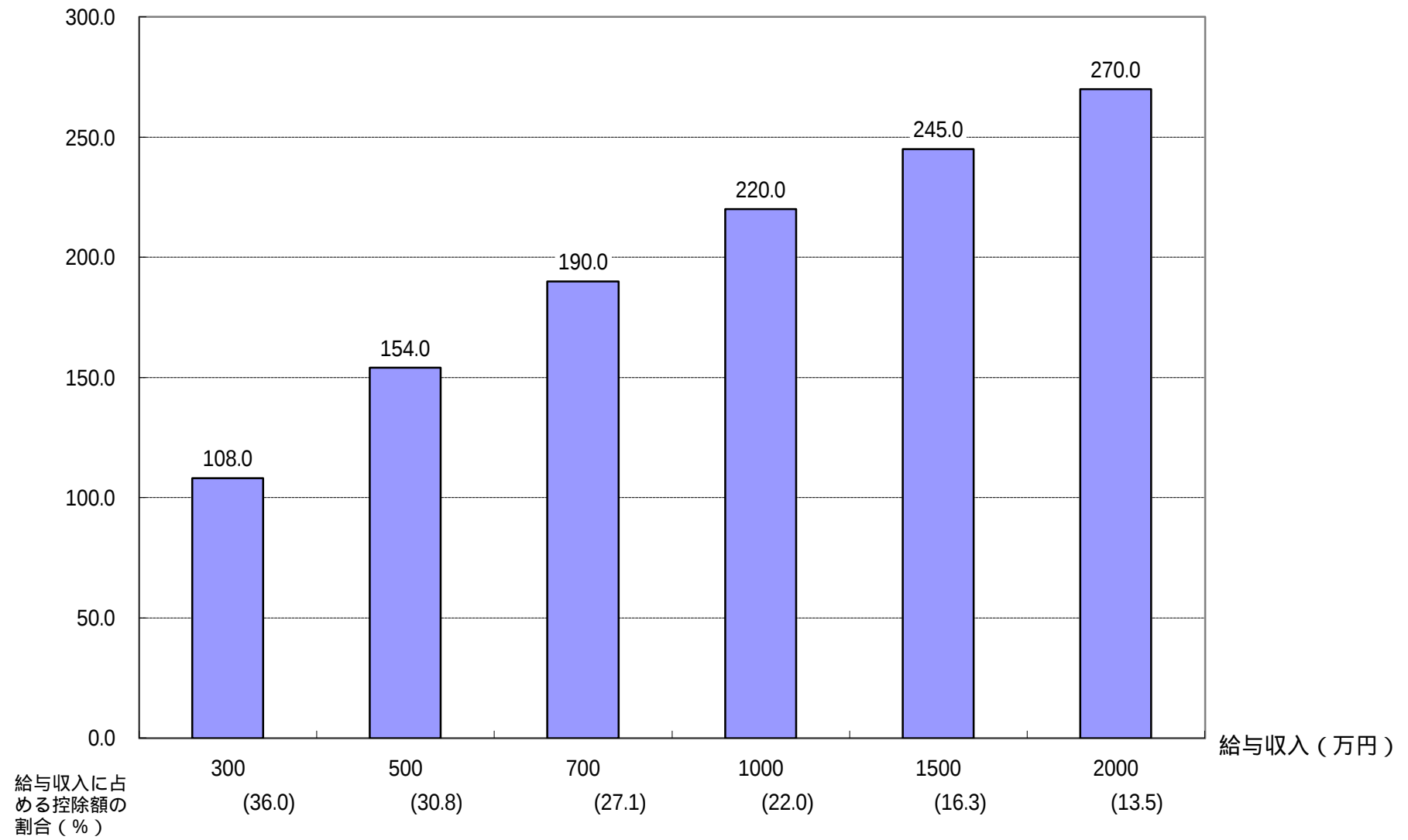
控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額} \\ \text{200万円)} \end{array}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$

給与所得控除制度 (給与収入に応じた給与所得控除額)



給与収入に応じた給与所得控除額

控除額（万円）



勤労者世帯（標準世帯）の年間収入 5 分位階級別 1 世帯当たり品目別年間支出金額調（平成11年）

- ・ この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
- ・ したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、勤務に関連する部分もあるのではないかと いわれる支出であっても、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入 5 分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B)
		衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計 (B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 481)	4,452	13,503	9,098	14,701	1,700	43,083	210,153	9,577	301,815	6.8
II (~ 601)	5,350	22,704	12,928	15,269	1,772	60,133	249,447	12,641	374,894	7.0
III (~ 718)	6,250	33,522	15,208	17,105	2,739	60,298	318,965	18,618	466,455	7.5
IV (~ 875)	7,439	40,289	17,232	29,036	2,376	70,697	356,751	22,205	538,586	7.2
V (875~)	9,737	61,808	23,747	34,657	2,650	88,293	507,078	23,229	741,462	7.6
平 均	6,646	34,365	15,643	22,154	2,247	64,501	328,479	17,254	484,642	7.2
支 出 品 目 別 内 訳		背広、男子 コート、男 子ズボン、 男子ワイシ ャツ、他の 男子シャツ	男子靴下、 男子靴、大 人雨靴、傘 ネクタイ、 他のバック	理髪料、洗 濯代	筆記・絵画 用具	新聞、教科 書・学習参 考教材、書 籍	こづかいの 内訳は不明			

- (備考) 1 この表は「家計調査」（総務庁統計局）の「4人世帯<有業者1人>年間収入 5 分位階級別 1 世帯当たりの支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。